大規模小売店舗立地法の基本的な流れ

設置者が県へ
大規模小売店舗(1,000 ㎡超)新増設の届出

公告・縦覧

【公告・縦覧】
県公報に掲載
県庁商業・金融課にて縦覧
※各圏域の届出のみそれぞれの
県事務所でも縦覧

２ヶ月
以内

４カ月間

設置者が地元説明会を開催

公告・縦覧

地元市町村及び周辺住民等による
県への意見提出

８カ月
以内

設置者が提出された意見に対応

公告・縦覧

岐阜県大規模小売店舗立地審議会の答申
を経て、県の意見を設置者に通知

※県の意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に
著しい悪影響があると見込まれる場合は、この枠内の手続きを行います。

公告・縦覧

設置者が
県の意見により変更する旨を県へ届出
又は変更しない旨を県へ通知

地元市町村による県への意見提出

公告

設置者が県の意見を適正に反映していない場合は、
県が設置者へ勧告

(変更)公告・縦覧

設置者が県へ変更の届出又は勧告に従わない場合は、
県がその旨を公表

開　　店